

高度安全機械等導入支援補助金事業

現在位置 / トップページ / 支援事業のご案内 / 高度安全機械等導入支援補助金事業

令和4年度 高度安全機械等導入支援補助金事業

車両系建設機械に取り付ける、高度な安全性能を有する特定の安全装置を購入する中小企業事業者等に対し、補助金を交付します。

Web登録期間：

9月2日(金)～12月19日(月)

※ 予算を上回る申請があった場合、上記期間の途中で公募を中止することがあります。

※ Web登録後、24時間を経過しても登録番号等の通知メールが届かないときは、速やかにお電話でご連絡ください。連絡がない場合は未登録となり、申請が無効となりますのでご注意ください。

1.対象となる申請者

・ 建設業許可を有する 次の企業が対象となります。

業種	下記のいずれかを満たす場合	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
①建設業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

2.補助対象機械一覧（クリックでPDFが表示されます。）

🔍 積載形トラッククレーン
[287KB]

🔍 油圧ショベル [481KB]

🔍 ホイールローダー
[242KB]

・ 一覧にない機械は補助対象外です。申請は受け付けていませんのでご了承ください。

- ・購入日（支払日）が交付決定日（書類提出日から約1か月後）から令和5年1月31日までの機械が対象です。購入済みの機械に関しては補助対象外となります。期間内に納品が可能であることを販売店またはメーカーに確認の上、申請して下さい。

3.補助金交付額について

- ・補助対象の安全装置 1 機当たり、金額の1/2を補助します。
- ・申請する建設機械の種類によって、上限額が異なります。

積載形トラッククレーンの場合

補助額の上限は、安全装置 1 機当たり100万円です。

④例



安全装置の金額が[80万円の場合]

1/2の40万円が補助額です。



安全装置の金額が[250万円の場合]

1/2の125万円は、上限の100万円を超えているため100万円が補助額です。

油圧ショベル、ホイールローダーの場合

- ①安全装置が自動減速・停止機能を伴うもの
補助額の上限は、安全装置 1 機当たり100万円です。
- ②安全装置が監視・警告機能を伴うもの（複数カメラ）
補助額の上限は、安全装置 1 機当たり50万円です。

- ・同一申請者からの申請上限は年度内500万円です。

4.申請の流れ・Web登録

1

申請可能機種の確認

対象機械一覧は[こちら](#)。

▼

2

見積書の取得

見積書には必ず《建設機械の型番》と《安全装置の名称》を明記して下さい。



WEB登録から7日間

3

Web登録

当ホームページから行って下さい。 期間：9月2日～12月19日



4

登録メールの受け取り

Web登録から24時間以内に自動でメールが送られます。



5

申請書類の提出

各種書類を郵送で提出して下さい。書類の詳細は[こちら](#)。



<審査> 約1か月

6

交付決定通知の受け取り

書類提出の約1か月後に郵送で通知いたします。



7

申請機械の購入

交付決定通知後に購入した機械のみが補助対象です。ご注意下さい。



8

実績報告書類の提出

各種書類を郵送で提出して下さい。書類の詳細は[こちら](#)。



<審査> 約1か月

9

補助金の受け取り

書類提出の約1か月後に郵送と振込で通知いたします。

※注意事項

申請者は、Web登録の前に必ず次をお読みいただき、その内容を理解した上で当該登録及び申請を行ってください。

➤ 交付要領(PDF) [387KB]

➤ 実施要領(PDF) [443KB]

➤ 同意書(PDF) [304KB]

また、この補助金は令和5年1月31日までに購入する機械が対象となります。Web登録は申請機械の納期を必ずご確認の上、行って下さい。

Web登録はこちらから

※現在は登録期間外です。

5.提出書類

🔍 申請書類の詳細

(Web登録から7日以内に提出する書類)

🔍 実績報告書類の詳細

(交付決定通知を受け取り、対象機械購入後に提出する書類)

書類提出先

建設業労働災害防止協会 高度安全機械導入支援補助金事務センター

〒108-0073 東京都港区三田3-11-36 三田日東ダイビル8階

TEL : 03-6275-1085 FAX : 03-6275-1089

申請の取消・変更をご希望の方

🔍 詳細はこちら

安全・安心な現場作業を応援します！

高度安全機械等導入支援補助金

所定の建設機械に厚労省指定の安全装置を取り付けることで補助を受けられる制度です！

- 積載形トラッククレーン
過負荷防止装置
- 油圧ショベル
監視 減速・停止装置
- ホイールローダー
監視 減速・停止装置

安全装置を取り付けると
(1種あたり)
最大100万円の補助が受けられます!!

対象となる申請者
①建設業許可を取得していること ②中小企業等であること

補助金交付額

Web登録期間
令和4年9月22日



よくある質問

概要資料（リーフレット等）

- リーフレット(PDF) [3MB]
- パンフレット(PDF) [2MB]

お問合せ先

高度安全機械導入支援補助金事務センター
建設業労働災害防止協会

9:00～12:00／13:00～16:30
(土日祝日を除く)



お電話でお問合せの方は
03-6275-1085



FAXでお問合せの方は
03-6275-1089



メールでお問合せの方は
info_hojokin@kensaibou.or.jp